

(国) 地域診療情報連携推進費補助金 (医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業)

参考資料2

マイナンバーカードを公費負担医療や地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするPMH接続に必要なシステム改修等を行う医療機関・薬局に対して、補助金を交付 (実施主体：社会保険診療報酬支払基金、事業所管：厚生労働省)

1. 補助概要

PMH接続のためのレセプトコンピューター改修経費について補助金を交付

対象医療機関	補助額
病院	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)
大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその1/2を補助)
診療所、薬局 (大型チェーン薬局以外)	5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)

- 病院・診療所は、PMH接続のためのレセコン改修と合わせて、診察券とマイナンバーカードの一体化に係る改修を行った場合も補助対象
- 病院がPMH接続と合わせて診察券対応の再来受付機等の改修を行った場合は、60万円を上限に補助

2. 補助条件

- ✓ 申請前にPMH接続のためのレセコン改修を完了していること
- ✓ 公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を継続して行うこと

3. 申請期間

令和7年6月6日～令和8年1月15日

➤ 基金から対象となる医療機関・薬局にメールにて事業周知

4. 申請方法

基金の「医療機関向け総合ポータルサイト」から申請

5. 問い合わせ先

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583

月～金：8:00～18:00、土：8:00～16:00 (祝日除く)

(都) こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業

都は、マイナンバーカードを公費負担医療や地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするPMH接続を促進するため、都内医療機関・薬局に対し、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金に追加して補助金を交付

1. 補助概要

PMH接続のためのレセプトコンピューター改修改修について
国の補助基準額を上限にその**1/4を都独自に追加補助**

対象医療機関	補助上限額
病院	14.1万円を上限 に補助 (事業費56.6万円を上限にその 1/4 を補助) ※ 国は1/2 を補助
大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	1.8万円を上限 に補助 (事業費7.3万円を上限にその 1/4 を補助) ※ 国は1/2 を補助
診療所、薬局 (大型チェーン薬局以外)	1.8万円を上限 に補助 (事業費7.3万円を上限にその 1/4 を補助) ※ 国は3/4 を補助

2. 補助条件

- ✓ 国（社会保険診療報酬支払基金）の交付決定を受けていること
- ✓ PMH接続にかかる改修経費であること（診察券対応は対象外）
- ✓ 医療費助成のオンライン資格確認を継続して行うこと

3. 補助イメージ

- 「病院」のシステム改修費用56.6万円の場合（国・都補助金計**42.4万円**）

国（基金）補助【1/2】(28.3万円)	都補助【1/4】(14.1万円)	病院負担分【1/4】(14.2万円)
----------------------	------------------	--------------------
- 「大手チェーン薬局」のシステム改修費用7.3万円の場合（国・都補助金計**5.4万円**）

国（基金）補助【1/2】(3.6万円)	都補助【1/4】(1.8万円)	大手チェーン薬局負担分【1/4】(1.9万円)
---------------------	-----------------	-------------------------
- 「診療所・薬局」のシステム改修費用7.3万円の場合（国・都補助金計**7.2万円**）

国（基金）補助【3/4】(5.4万円)	都補助【1/4】(1.8万円)	診療所・薬局負担分(0.1万円)
---------------------	-----------------	------------------

4. 申請期間等

令和7年7月25日～令和8年2月27日（予定）

- 都内対象医療機関・薬局にチラシを郵送し事業周知（7月下旬予定）
- 令和6年度に国補助を受け、都補助の申請に間に合わなかった医療機関・薬局も申請可能

5. 申請方法

都へ電子申請システム「jGrants」から申請

- ✓ 申請書類への押印や申請書類の郵送が不要
- ✓ GbizIDに登録済みの情報（所在地・代表者氏名等）は自動入力